

第4-1表

収容人員の算定基準

防火対象物区分		収容人員の算定方法（規則第1条の3）
1	イ 劇場等	従業者の数+客席の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 固定いす席数（長いす式は、} \frac{\text{正面幅}}{0.4\text{m}} \text{（端数切捨）} \\ \text{ロ 立見席は、} \frac{\text{床面積}}{0.2\text{m}^2} \\ \text{ハ その他の部分は、} \frac{\text{床面積}}{0.5\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ 公会堂等	
2	イ キャバレー等	遊技場：従業者の数+遊技用機械器具を使用して遊技できる数+観覧、飲食、休憩の用に供する固定いす席数 （長いす式は、 $\frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}}$ （端数切捨）） その他→従業者の数+客席の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 固定式いす席数（長いす式は、} \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{（端数切捨）} \\ \text{ロ その他の部分は、} \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ 遊技場等	
	ハ 性風俗営業店舗等	
	ニ カラオケボックス等	
3	イ 料理店等	$\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 飲食、休憩の用に供する部分は、} \frac{\text{床面積}}{3\text{m}} \\ \text{ロ その他の部分は、} \frac{\text{床面積}}{4\text{m}} \end{array} \right\}$
	ロ 飲食店等	
4	百貨店・マーケット	$\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 飲食、休憩の用に供する部分は、} \frac{\text{床面積}}{3\text{m}} \\ \text{ロ その他の部分は、} \frac{\text{床面積}}{4\text{m}} \end{array} \right\}$
5	イ ホテル等	従業者の数+宿泊室の数 $\left\{ \begin{array}{l} \text{洋室宿泊室は、ベッドの数} \\ \text{和室宿泊室は、} \frac{\text{床面積}}{6\text{m}^2} \\ \text{簡易宿所等は、} \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 固定式いす席数} \\ \text{（長いす式は、} \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{（端数切捨）} \\ \text{ロ その他の部分は、} \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ 共同住宅等	
6	イ 病院等	従業者の数+病室内にある病床の数 + $\frac{\text{待合室の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
	ロ 老人短所入所施設等	従業者の数+老人・乳児・幼児・身体障害者・知的障害者・要保護者の数
	ハ 老人デイサービスセンター等	
	ニ 幼稚園等	教職員の数+幼児・児童・生徒の数
7	学校等	教職員の数+児童・生徒・学生の数
8	図書館等	従業者の数+ $\frac{\text{閲覧室、展示室、展覧室等の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
9	イ 熱気浴場等	従業者の数+ $\frac{\text{浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
	ロ 公衆浴場等	
10	停車場等	従業者の数
11	神社等	従業者の数+ $\frac{\text{礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
12	イ 工場等	従業者の数
	ロ 映画スタジオ等	
13	イ 駐車場等	従業者の数
	ロ 飛行機の格納庫等	
14	倉庫等	従業者の数
15	事業所等	従業者の数+ $\frac{\text{主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
16	イ 特定複合用途	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
	ロ その他の複合用途	
16の2	地下街	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
16の3	準地下街	—————
17	文化財等	$\frac{\text{床面積}}{5\text{m}^2}$
18	アーケード	—————
19	山林	—————
20	舟車	—————